

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年から35年まで
② 昭和39年から47年まで

申立期間①について、有限会社Aで運転手として勤務した。当時の従業員は3人で、同僚の一人の名前を記憶している。

申立期間②について、B株式会社で運転手をしていた。当時、従業員は6人が勤務していたと記憶している。

全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aは昭和33年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同年に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者8人のうち、居所不明、死亡等の者を除いた4人に照会したところ、回答があった同僚一人は、「私は昭和31年頃から勤務しているが、1年後くらいに申立人が入ってきて、32年6月頃から33年8月頃まで一緒に勤務していたと記憶している。」と回答していることから、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった33年6月1日以前から、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった日より前の期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらず、前述の申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、「会社が厚生年金保険の適用となる前に厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無い。」と回答しており、当該同僚を含む前述の8人にも、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人が同僚の一人として名前を記憶していた者は既に亡くなって

おり、申立内容を裏付ける証言は得られない上、有限会社Aは、「弊社の厚生年金保険の加入は昭和33年6月1日である。申立人の申立期間の勤務事実は無い。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定することができないほか、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等も得られなかった。

さらに、申立期間中に、有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立期間にB株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者14人に照会したところ8人から回答があり、そのうち加入記録が昭和44年7月以前の期間のみの者7人は申立人のことを記憶していなかったものの、46年4月以降の期間の加入記録がある残りの一人は、「私は高校を46年3月に卒業して1年間勤務したが、その時に申立人が運転手として燃料の配達をしていた記憶がある。」と回答しており、申立人の妻が提出した写真には、車体の横に会社名の文字が読み取れる車の前に立っている申立人が写っていることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間②の一部期間において、同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の家族が申立期間当時の同職種（運転手）の同僚として名前を挙げた者にも厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同事業所は昭和51年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年12月に商業登記簿も閉鎖し、当時の事業主及び、総務、事務関係を行っていた事業主の妻も既に亡くなっていることから、申立内容を裏付ける証言及び資料等を得ることはできず、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間中に、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年から47年まで

申立期間当時、A有限会社において運転手として勤務していた。社長の名前も覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA有限会社の代表取締役が勤務期間は覚えていないものの申立人を記憶していること、及び申立人の妻から提出された申立期間当時の忘年会の写真から期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A有限会社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立人が記憶していた代表取締役は、「A有限会社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を引くことは無い。」と回答しており、オンライン記録では、当該代表取締役には同社における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間当時は国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A有限会社は、商業登記簿謄本から、昭和49年10月24日にB株式会社(現在は、C株式会社)に組織変更し解散していることが確認できるところ、組織変更後の同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和54年6月1日であり、同社からは、申立期間当時の資料は廃棄しており、存在しないとの回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年10月まで

A事業所(昭和40年に法人化、有限会社B)には、正社員だったかどうかは覚えていないが、33歳の春頃から数か月間、C業務の担当として勤務した。

当時、ほかにも10人くらい作業していたと思うが、同僚の名前もほとんど忘れたが、一人だけ何年も働いているという男性だけは覚えている。

年金事務所での調査では、被保険者名簿に名前がなく確認できないとの回答だったが、納得がいかないので詳しく調べて、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る具体的な申立内容から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は5人いるところ、うち3人は既に亡くなっており、一人は病気のため回答することができず、残りの一人の事務担当であったとする者も申立人の記憶は無いと回答している上、当該事業所は昭和42年7月で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表者及び代表者の妻も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、前述の事務担当であったとする者は、「事務室は、社長と奥さんと私の3、4人、工場は12、13人の全員で20人足らずで、古くからいた人は入っていたが、厚生年金保険にはほとんど入っていなかった。人の出入りが激しくてパートの人が多かった。」と証言しているところ、オンライン記録により申立期間のA事業所の厚生年金保険の被保険者数は最大4人であることが確認できることを踏まえれば、申立期間当時、当該事業所では従業員全

員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が一人だけ覚えていたとする男性は、申立期間において同姓の者が厚生年金保険被保険者となった記録は無い上、申立人が覚えている名前は名字のみのため特定することができないことから照会することができず、申立内容を裏付ける証言等は得られない。

加えて、申立期間中に、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。